(令和5年4月1日から適用)

									(11/11/0 -	4月1日かり』 	貨
貸付の種類		貸付対象	貸付金額の限度					据置期間	償還期間	利率	方
事業開始		母・父	, , ,				3, 260, 000 円	1年	7 年以内		元
資金			(団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体 4,890,000円						1 1 8/11	年1.0%又は	元利均等払
事業継続 資金		母・父	(個人) 1,630,000 円 (団体) ※法第14条に規定する母子・父子福祉団体 1,630,000 円					6 か月	7年以内	無利子	等払
修学資金		児童	別表のとおり					卒業後	別表の	無利子	\ \(\)
心丁貝亚		儿里						6 か月	とおり	<u>w</u> 4.1 1	年賦
技能習得	得	母・父	(5年間限度) 月額 68,000円 特別12月相当額 816,000円					卒業後	20 年以内	年1.0%又は	払い
資金		φ Λ	自動車免				460,000円	1年	20 5/11	無利子	* 半
修業資金		児童	(5年間限度) 月額 自動車免			٠	68,000円	卒業後	20 年以内	無利子	・半年賦払
		儿里				上 免許	460,000円	1年			払い
就職支度 資金		母・父・ 児童	105,000 円					1年	6 年以内	(母・父)1.0% 又は無利子	· 月
			(通勤用自動車購入費用を含む場合) (340,000円)							(子)無利子	対払
医療介護 資金 介護	ਦ ਪ ਉਂਡ	母・父・	340,000円					治療・	·	年1.0%又は 無利子	11
	△加	児童	(所得税非課税家庭等)			(480,000円)	介護後 5年以内	のい			
)護	母・父	500,000 円					6 か月			ずれ
		技能習得中	コの母・父		月額		141,000円	卒業後 6 か月	20 年以内		か
	ł							治療・			
			き護を受けて		月額 ^{合等)} (月額		108,000円	介護後	5 年以内		
	ļ	いる母・ク		(生活中心者でない場	70,000円)	6 か月]				
生活資金		母子家庭0	母又は父子 ※なお、母子家庭の母又は父子家庭の父となって7年未満のも						年1.0%又は		
		家庭の父と	なって7年	のへの貸付期間は 金額は 2,592,000	3か月(3か月更新で2年まで)とし、貸付 ロを限度レオス			6 か月	8 年以内	無利子	
		未満のもの)			明中の養育費取得に係る裁判に要する費用					
		* 3	については、12月相当1,296,000円を限度とする一括貸付可。]	
		失業してい	いる母・父	※なお、失業中の母又は父への貸付期間は1か月(1か月更新で				6 か月	5 年以内		
			離職した日の翌日から1年まで) 補修、保全等、通常の場合 1,500,000円					* 2	6 年以内	年1.0%又は	1
		母・父	新規取得・災害特別等 2,000,000円					6 か月	7 年以内	無利子	
転宅資金		母・父		260,000 円			6か月 3年以内	年 1.0%又は			
			小学校				64, 300 円	入学後 6か月	1 年以内	無利子	1
			中学校		記組設出調	- 所得税非課税世帯					
				 			В1 000 Щ				
			高等学校			自宅	150,000円			1	
			高等専門学		国公立	自宅外	160,000円	-			
			専修学校(自宅	410,000 円				
			専修学校(一般課程) 中等教育学校(後期課程) 大学 短期大学 専修学校(専門課程)		私立	自宅外	420,000円	- 卒業後 6 か月	同時貸付 の修業資金 と同じ 期間	無利子	
就学支原	度	児童				自宅	410,000 円				
資金		兀里			国公立	自宅外	420,000 円				
					私立	自宅	580,000円				
			マドナス(サロ味性)		744	自宅外	590,000 円				
			大学院		国公立		380,000 円				
					私立	4.5	590,000円	├		-	
				中学校卒業後入	学する場合	自宅自宅外	150, 000 円 160, 000 円				
			修業施設	高等学校卒業後入学する場		自宅	272,000円	_	5 年以内		
				合		自宅外 282,00					
結婚資金	全	児童		ı			310,000 円	6 か月	5 年以内	年1.0%又は	ĺ
小口,但具了	MZ.			てかたらか日ま			510,000 🗂	0 <i>N-/</i> J	□ 十 以 [1]	無利子	

- *1 生活安定貸付期間が満了してから6か月を経過するまで
- *2 失業貸付期間が満了して6か月を経過するまで(ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子又は男子が失業者ではなくなったときは、その翌日から6か月を経過するまで)
- *3 月額4万円、合計96万円を超えない範囲を無利子とする。ただし、養育費の取得に係る裁判等に要する費用の貸付けにおいては、48万円を限度として無利子とする。